

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年9月12日	
【会社名】	株式会社Ridge-i	
【英訳名】	Ridge-i Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳原 尚史	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	
【電話番号】	03-4214-8558	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中井 努	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	
【電話番号】	03-4214-8558	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中井 努	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,059,240,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	390,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)の募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2025年9月12日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 当社は、本第三者割当に関連して、2025年9月12日に、割当予定先であるSBIホールディングス株式会社(以下「SBIホールディングス」または「割当予定先」といい、同社グループを総称して「SBIグループ」といいます。)、筆頭株主で当社代表取締役社長の柳原尚史及び主要株主で柳原尚史の資産管理会社である株式会社柳原ホールディングスとの間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しております。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	390,000株	1,059,240,000	529,620,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	390,000株	1,059,240,000	529,620,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。)上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額(会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。)であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、529,620,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,716	1,358	100株	2025年9月30日	-	2025年9月30日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社Ridge-i	東京都千代田区大手町1丁目6番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京中央支店	東京都千代田区大手町1-5-5

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,059,240,000	10,000,000	1,049,240,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用(印刷事務費用等)の合計であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
M&Aや資本業務提携のための出資金	649,240	2025年10月～2028年7月
AIシステム設備投資	300,000	2025年10月～2028年7月
AI人材の採用や育成を加速するための運転資金	100,000	2025年10月～2028年7月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。

## M&amp;Aや資本業務提携のための出資金

当社グループは事業成長の加速化のために、積極的にM&Aや業務提携のための出資を検討しております。かかる出資は、主にカスタムAIソリューション事業の成長を加速するものになりますが、出資対象としては1社から2社で下記のとおり会社を想定しています。なお、現時点で出資が具体的に決定している会社はございません。また、仮に候補先と合意に至らず資金が余剰に生じた場合には、や に当該資金をそれぞれ324,620千円ずつ充当する予定です。

・システム及びソフトウェア開発会社：顧客のDX化を推進するためにはAIソリューションの開発とそれを顧客のシステムに組込及び運用する必要があり当社と共同で行うことにより大規模なプロジェクトにも対応できるようになることが期待される。

## AIシステム設備投資

当社グループの展開するカスタムAIソリューション事業は当社の主力成長事業であり、その展開においては自社GPUサーバーやクラウドシステムの活用をしております。大手企業から様々な要望をいただき個別にAI開発を行っておりますが、ここ数年の加速度的な計算性能の向上と当社の強みである複雑・高精度なAI開発に求められる莫大な必要計算能力、及び本提携を契機に行っていくSBIグループとの協業に対応するため、継続的なGPUサーバー等の購入やクラウドシステムの利用費用（特に生成AIプロジェクト等で利用する高性能のサーバー購入に7割程度、それ以外に3割程度）に調達資金を充当する予定です。

#### AI人材の採用や育成を加速するための運転資金

当社グループは本提携を契機に、より一層のAIやDX案件の組成を加速していく方針です。これには優秀なAI人材の確保と採用した人材の教育が必要となっております。このため今回の調達資金はカスタムAIソリューション事業拡大及び本提携を契機に行っていくSBIグループとの協業に対応するため、社内人件費と人材確保に70,000千円及び高度化のための採用教育費に30,000千円充当をする予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	SBIホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第27期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 関東財務局長に提出

##### (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	SBIホールディングスの連結子会社である株式会社SBI証券が、当社の普通株式の0.62%(24,200株)を所有しております。(2025年7月末現在)
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

##### (3) 割当予定先の選定理由

本資本業務提携契約の目的及び理由

当社及び連結子会社1社の株式会社スターミュージック・エンタテインメント(以下「スターミュージック」といいます。)の合計2社(以下「リッジアイグループ」といいます。)では、カスタムAIソリューション事業とデジタルマーケティング事業を展開しております。リッジアイグループは、様々な社会課題・顧客課題をAI・ディープラーニング等の先端技術を用いて解消するために、現場に入り込んだコンサルテーションに始まり、アセスメント、開発、導入、顧客による運用まで視野に入れた、実用的なソリューションを提供するテクノロジーカンパニーです。

他方、SBIホールディングス並びに同社の連結子会社696社及び持分法適用関連会社64社(2025年3月31日時点)から構成されるSBIグループは、銀行、証券、保険事業を中心とする金融サービス事業や資産運用事業、PE投資事業に加え、今後も成長領域として期待される暗号資産事業、バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業のほか、Web3関連の先進的な分野に取り組む事業等が含まれる次世代事業を中心に事業を行っております。

当社グループとSBIグループとは、これまでSBIホールディングスの連結子会社で金融商品取引業を行う株式会社SBI証券(以下「SBI証券」といいます。)をはじめとするSBIグループが保有する金融データ及び非金融データへのAI活用や、SBIグループの提携先でデジタル化を急務とする地方銀行へのAI導入、及びSBIグループの子会社である株式会社SBIネオメディアホールディングス(以下「SBIネオメディア」といいます。)とのSNS・デジタルマーケティング分野での連携など、複数のテーマで検討を行い、信頼関係を築いてまいりました。この度、当社及びSBIホールディングスは、SBIグループ全体でのAI活用を推進し、新たなソリューション・事業を創出することを目的として、両社グループが単なる業務委託・受託関係を越えたワンチームとなって双方のリソース及びAIノウハウを結集し、またSBIグループが保有する金融データ及び非金融データへのAI活用をスピードアップするために、本資本業務提携契約の締結に至りました。

本資本業務提携により、当社は第三者割当によりSBIホールディングスに対し、普通株式390,000株を新規に発行し、割り当てます。これにより当社が必要な資金調達を行うこととなります。加えて当社の筆頭株主である柳原尚史からSBIホールディングスに対して普通株式584,000株を譲渡します。これらの取引完了後のSBIホールディングスの所有議決権割合は22.69%となり、SBIホールディングスは当社のその他の関係会社となることが予定されております。以上により当社の資本増強が図られるとともに、SBIホールディングスがその他の関係会社となることによって、業務提携に基づく各種施策が、実行可能になるものと認識しております。

#### 本資本業務提携契約の内容

##### ( )資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、割当予定先に当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)390,000株(議決権数3,900個)を割り当てます。

また割当の同日、当社の代表取締役社長である柳原尚史が保有する株式584,000株をSBI証券に対して市場外の相対取引により譲渡し、同日付でSBI証券が保有することとなる当該株式の全部をSBI証券がSBIホールディングスに対して市場外の相対取引により譲渡いたします。これらの取引完了後のSBIホールディングスの所有議決権割合は22.69%となり、SBIホールディングスは当社のその他の関係会社となることが予定されております。

2025年7月31日現在の議決権総数(39,021個)に、本第三者割当により増加する議決権数(3,900個)を加味した議決権総数(42,921個)を基準とした議決権比率は、割当予定先は22.69%となります。

なお、当社は、本資本業務提携契約において、本資本業務提携契約締結後、当社が当社株式の発行等を行う場合には、SBIホールディングスの事前承認を要すること、並びにSBIホールディングスは持分比率及び議決権比率のいずれにおいても新株等の発行等をする直前の比率を維持することのできる最低限の比率の株式引受権を有することを合意しております。また、当社は本資本業務提携の実効性を促進するべく、SBIホールディングスとの間で、SBIの保有する当社株式等の持分比率及び議決権比率がいずれも20%以上である場合には、SBIホールディングスが当社の取締役1名を指名する権利を有することを合意しております。

##### ( )業務提携の内容

当社とSBIグループでは、SBIグループ全体が保有する企業ネットワーク、特に地方銀行を中心としたAIの導入・DX(デジタルトランスフォーメーション)の実現による地方創生、及びSBI証券を中心にSBIグループが保有する金融データ・非金融データへのAI活用による新たなソリューションの開発や新規事業創出、SBIネオメディアとのデジタルマーケティング・Web3ビジネスの創出を目指します。その目的達成のために、以下の3つの活動を中心に具体的協業を開始する方針です。

#### 業務提携の内容

- a. SBIグループ全体の業務効率化・生産性向上とAIによる新規プロジェクト創出
  - ・ 全社的な生成AIの導入及び高速データ分析基盤の構築
  - ・ 生成AI活用による社員の生産性向上及びナレッジの統合
  - ・ SBIグループとリッジアイの人材交流によるAIノウハウの融合
- b. SBIグループ証券口座数3,000万達成に向けたAI・データ活用施策の展開
  - ・ 非金融データを活用した新たな投資体験「推しAI」の提供
  - ・ ビッグデータ分析によるマーケティング最適化
  - ・ 顧客向けの生成AIチャネルの開発
- c. SBIグループにおけるネオメディア戦略の強化とメディア・エンターテインメント領域におけるデータの利活用
  - ・ タレントやIPの「潜在価値」を可視化するAIスコアリングモデルの共同開発
  - ・ クリエイターやコンテンツを支援する新たな金融インフラの構築
  - ・ AI及びデータを活用したコンテンツ及びエンターテインメントDX事業の共同推進

- ・ Web3技術を活用した新たなエンターテインメントに関する金融商品の共同開発及び提供
- ・ 統合メディア戦略によるSBIグループのブランド価値の向上

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 390,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、SBIホールディングスとの間で締結する本資本業務提携契約において、本第三者割当により発行する当社普通株式に関し、SBIホールディングスが当社に対して遵守する事項について合意しております。割当予定先は本資本業務提携に基づき割り当てられる本新株式の保有方針について、戦略的な業務提携を目的として中長期的に保有する意向であることを当社は確認しております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、SBIホールディングスの払込に要する財産の存在について、SBIホールディングスから本第三者割当に係る払込金額(以下「本払込金額」といいます。)の総額の払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、SBIホールディングスが2025年6月26日に関東財務局長宛に提出している第27期有価証券報告書(自2024年4月1日至2025年3月31日)に含まれる連結財政状態計算書から、SBIホールディングスが本第三者割当の払込に十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められず、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるSBIホールディングスは、東京証券取引所プライム市場に上場していることから、当社はSBIホールディングスが東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書(最終更新日:2025年6月27日)に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、SBIホールディングス並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

さらに、当社は、割当予定先との間で締結する投資契約において、割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何等かの関係を有していない旨の表明及び保証を受けております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本払込金額は、SBIホールディングスとの協議を経て、本第三者割当増資に係る2025年9月12日開催の取締役会決議の直前営業日である2025年9月11日の株式会社東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値2,800円を基準とし、1株2,716円(ディスカウント率3.00%)といたしました。

上記発行価格は、本取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く、かつ合理的である本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とし、割当予定先と協議のうえ決定しました。なお、当該払込金額2,716円につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日(2025年9月11日)までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,876円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し5.56%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,736円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対し0.73%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,722円に対し0.22%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、本払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社の監査等委員会から、本払込金額が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、適法であり、「特に有利な発行価額」には該当しない旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により割り当てる本新株式の数は390,000株(議決権数3,900個)であり、これは、2025年7月31日現在の当社の発行済株式総数3,909,880株(議決権総数39,021個)に対し9.97%(同日現在の当社議決権数39,021個に対しては9.99%)に相当します。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
SBIホールディングス 株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号			974,000	22.69
柳原 尚史	東京都大田区	1,051,400	26.94	467,400	10.89
株式会社柳原ホール ディングス	東京都大田区東雪谷一丁目29番9 号	648,300	16.61	648,300	15.10
株式会社バルカー	東京都品川区大崎2丁目1番1号	416,666	10.68	416,666	9.71
特定金外信託受託者 株式会社S M B C 信託 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番 2号	217,391	5.57	217,391	5.06
荏原環境プラント株式 会社	東京都大田区羽田旭町11 1	83,333	2.13	83,333	1.94
五味 大輔	長野県松本市	70,000	1.79	70,000	1.63
小松 平佳	福島県石川郡	67,500	1.73	67,500	1.57
石田 健二	千葉県市川市	63,200	1.62	63,200	1.47
日本マスタートラスト 信託銀行(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	58,800	1.51	58,800	1.37
計		2,676,590	68.59	3,066,590	71.44

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年7月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する総議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数(39,021個)に当社普通株式に係る議決権の株(3,900個)を加えた数(42,921個)で除して算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4 本第三者割当増資の実行日の同日に行われる、当社代表取締役社長からSBIホールディングスに対する株式584,000株の譲渡についても反映をしております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年9月12日)現在までの間に  
おいて、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の  
必要はないものと判断しております。

### 2 資本金の増減

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数 (株)	残高 (株)	増減額 (千円)	残高 (千円)	増減額 (千円)	残高 (千円)
2024年8月1日～ 2025年7月25日(注)1	43,220	3,904,380	9,186	30,651	9,186	1,051,300
2025年7月25日(注)2	5,500	3,909,880	7,741	38,392	7,741	1,059,041
2025年7月31日(注)3	-	3,909,880	-	38,392	104,921	954,120

- (注) 1 新株予約権の行使によるものであります。  
2 譲渡制限付株式の割当によるものであります。  
3 連結子会社株式の追加取得による持分の増減であります。

### 3 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の第9期有価証券報告書の提出日(2024年10月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年9月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[2024年10月28日提出臨時報告書]

#### 1 提出理由

当社は、2024年10月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5  
第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するもの  
であります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年10月25日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

M&Aによりグループ化した子会社の事業内容等を加味し、現行定款第2条に定める事業目的を追加するもので  
あります。

###### 第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

監査等委員でない取締役として、柳原尚史、市來和樹、小松平佳、中井努、西村竜彦、椿山善昭を選任するも  
のであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	29,410	64	0	(注)1	可決 99.76
第2号議案 監査等委員でない 取締役6名選任の件			0	(注)2	
柳原尚史	28,581	895	0		可決 96.95
市來和樹	29,231	245	0		可決 99.15
小松平佳	29,232	244	0		可決 99.15
中井努	29,236	240	0		可決 99.17
西村竜彦	29,244	232	0		可決 99.19
椿山善昭	28,444	1,032	0		可決 96.48

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

[2025年9月12日提出臨時報告書]

## 1 提出理由

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社(以下「SBI社」といいます。 )との間で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」といいます。 )を締結すること、本資本業務提携契約に基づきSBI社を割当予定先とする第三者割当による新株式を発行することを決議いたしました。

SBI社との間の本資本業務提携契約において、本資本提携契約締結後、当社が当社株式の発行等を行う場合には、SBI社の事前承諾を要すること、並びにSBI社は持株比率及び議決権比率のいずれにおいても新株等の発行等をする直前の比率を維持することのできる最低限の比率の株式引受権を有する旨の合意、並びにSBI社の保有する当社株式等の持株比率及び議決権比率がいずれも20%以上である場合には、当社の株主総会で承認が得られることを条件として、SBI社が当社の取締役1名を指名する権利を有する旨の合意(以下「本合意」といいます。 )が含まれておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 本資本業務提携契約の締結日

2025年9月12日

## (2) 本資本業務提携契約の相手方の名称及び住所

・ SBI社

名称：SBIホールディングス株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

(3) 本合意の目的及び本合意の内容

当社とSBI社では、本業務提携契約により以下の合意を行っております。

業務提携として、当社とSBI社では、SBIグループ全体が保有する企業ネットワーク、特に地方銀行を中心としたAIの導入・DXの実現による地方創生、及びSBI証券を中心にSBIグループが保有する金融データ・非金融データへのAI活用による新たなソリューションの開発や新規事業創出、SBIネオメディアとのデジタルマーケティング・Web3.0ビジネスの創出を目指します。その目的達成のために、以下の3つの活動を中心に具体的協業を開始する方針です。

SBIグループ全体の業務効率化・生産性向上とAIによる新規プロジェクトの創出

SBIグループ証券口座数3,000万達成に向けたAI・データ活用施策の展開

SBIグループにおけるネオメディア戦略の強化とメディア・エンターテインメント領域におけるデータの利活用

資本提携として、当社は、第三者割当により、SBI社に対し、普通株式390,000株を新規に発行し、割り当てます。また、当社の筆頭株主である柳原尚史（当社代表取締役社長）とSBI社及び株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）との間で株式譲渡契約を締結し、SBI社に対して普通株式584,000株を譲渡します。これらの取引完了後のSBI社の所有議決権割合は22.69%となり、SBI社は当社のその他の関係会社となることが予定されております。資本提携により当社の資本増強が図られるとともに、SBI社がその他の関係会社となることによって、業務提携に基づく各種施策が、実行可能になるものと認識しております。

上記を踏まえ、当社は、SBI社との間で、本資本業務提携契約締結後、当社が当社株式の発行等を行う場合には、SBI社の事前承認を要すること、並びにSBI社は持株比率及び議決権比率のいずれにおいても新株等の発行等をする直前の比率を維持することのできる最低限の比率の株式引受権を有することを合意しております。また、当社は、本資本業務提携の実効性を促進するべく、SBI社との間で、SBI社の保有する当社株式等の持株比率及び議決権比率がいずれも20%以上である場合には、当社の株主総会での承認が得られることを条件として、SBI社が当社の取締役1名を指名する権利を有することを合意しております。

(4) 当社における本合意に係る意思決定に至る過程

当社グループとSBIグループとは、これまでSBIホールディングスの連結子会社で金融商品取引業を行うSBI証券をはじめとするSBIグループが保有する金融データ及び非金融データへのAI活用や、SBIグループの中でもデジタル化が急務である地方銀行向けのAI導入、及びSBIグループの子会社である株式会社SBIネオメディアホールディングス（以下「SBIネオメディア」といいます。）とのSNS・デジタルマーケティング分野での連携など、複数のテーマで検討を行い、信頼関係を築いてまいりました。この度、当社及びSBI社は、SBIグループ全体でのAI活用を推進し、新たなソリューション・事業を創出することを目的として、両社グループが単なる業務委託・受託関係を超えたワンチームとなって双方のリソース及びAIノウハウを結集し、またSBIグループが保有する金融データ及び非金融データへのAI活用をスピードアップするために、本資本業務提携契約の締結に至りました。

(5) 本合意が当社の企業統治に及ぼす影響

当社は、本合意が当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると考えております。その理由は、前記「(3) 本合意の目的及び本合意の内容」及び「(4) 当社における本合意に係る意思決定に至る過程」に記載の通り、SBI社は本資本業務提携に基づき割り当てられる本新株式の保有方針について、戦略的な業務提携を目的として中長期的に保有する意向であることを当社は確認しており、また、本資本業務提携の実効性を促進することを目的として本合意がなされているためです。当社は本資本業務提携契約に基づきSBI社と協業することで2026年7月期以降の事業成長と企業価値向上に資するものと認識しております。

## 4 最近の業績の概要

第10期連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)の業績の概要

2025年 9月12日に公表した第10期連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。また、当該連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 7月31日)	当連結会計年度 (2025年 7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,116,037	1,827,826
売掛金及び契約資産	285,496	405,196
前払費用	22,183	32,829
その他	44,623	40,315
流動資産合計	2,468,340	2,306,169
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	35,661	33,209
車両運搬具(純額)	7,137	-
工具、器具及び備品(純額)	44,812	30,627
有形固定資産合計	87,611	63,837
無形固定資産		
ソフトウェア	37,882	15,497
のれん	333,116	299,804
その他	-	9,105
無形固定資産合計	370,998	324,408
投資その他の資産		
敷金及び保証金	53,874	52,060
繰延税金資産	23,753	47,426
その他	38,649	52,417
投資その他の資産合計	116,277	151,904
固定資産合計	574,887	540,149
資産合計	3,043,228	2,846,318

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	160,065	177,903
1年内返済予定の長期借入金	48,106	-
未払金	122,190	54,217
未払法人税等	18,671	61,339
契約負債	122,175	38
賞与引当金	3,379	13,155
役員賞与引当金	-	7,150
その他	57,653	56,079
流動負債合計	532,241	369,883
固定負債		
長期借入金	47,237	-
資産除去債務	17,553	17,654
繰延税金負債	5,867	-
固定負債合計	70,657	17,654
負債合計	602,899	387,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,465	38,392
資本剰余金	1,945,140	1,857,145
利益剰余金	155,797	295,425
自己株式	1	194
株主資本合計	2,122,401	2,190,769
新株予約権	1,590	7,416
非支配株主持分	316,336	260,595
純資産合計	2,440,328	2,458,780
負債純資産合計	3,043,228	2,846,318

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
売上高	2,593,322
売上原価	1,267,363
売上総利益	1,325,959
販売費及び一般管理費	1,042,821
営業利益	283,137
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,175
助成金収入	6,310
受取遅延損害金	1,070
その他	1,239
営業外収益合計	9,795
営業外費用	
支払利息	454
固定資産除却損	1,513
その他	119
営業外費用合計	2,086
経常利益	290,846
税金等調整前当期純利益	290,846
法人税、住民税及び事業税	132,262
法人税等調整額	29,540
法人税等合計	102,722
当期純利益	188,124
非支配株主に帰属する当期純利益	48,496
親会社株主に帰属する当期純利益	139,627

## 連結包括利益計算書

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 2024年 8月 1日  
至 2025年 7月31日)

当期純利益	188,124
包括利益	188,124
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	139,627
非支配株主に係る包括利益	48,496

## (3) 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,465	1,945,140	155,797	1	2,122,401
当期変動額					
新株の発行	16,927	16,927			33,854
親会社株主に帰属する 当期純利益			139,627		139,627
自己株式の取得				192	192
連結子会社株式の取得 による持分の増減		104,921			104,921
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	16,927	87,994	139,627	192	68,367
当期末残高	38,392	1,857,145	295,425	194	2,190,769

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,590	316,336	2,440,328
当期変動額			
新株の発行			33,854
親会社株主に帰属する 当期純利益			139,627
自己株式の取得			192
連結子会社株式の取得 による持分の増減			104,921
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5,825	55,741	49,915
当期変動額合計	5,825	55,741	18,452
当期末残高	7,416	260,595	2,458,780

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 2024年 8月 1日  
至 2025年 7月 31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	290,846
減価償却費	51,403
のれん償却額	33,311
受取利息及び受取配当金	1,175
支払利息	454
株式報酬費用	5,825
固定資産除売却損益(は益)	1,513
助成金収入	6,310
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	119,700
仕入債務の増減額(は減少)	17,838
未払金の増減額(は減少)	30,716
契約負債の増減額(は減少)	122,137
その他	12,805
小計	133,960
利息及び配当金の受取額	1,175
利息の支払額	528
助成金の受取額	6,310
法人税等の支払額	89,594
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,323
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	43,697
有形固定資産の売却による収入	6,294
無形固定資産の取得による支出	14,757
敷金及び保証金の回収による収入	1,814
その他	2,796
投資活動によるキャッシュ・フロー	53,143
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	95,343
株式の発行による収入	18,372
自己株式の取得による支出	192
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	209,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	286,323
現金及び現金同等物に係る換算差額	66
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	288,210
現金及び現金同等物の期首残高	2,116,037
現金及び現金同等物の期末残高	1,827,826

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「カスタムAIソリューション事業」、「デジタルマーケティング事業」の2事業を報告セグメントとしております。

## ・カスタムAIソリューション事業

「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げ、顧客の目的から現場のプロセス、課題を理解し、様々なデータに対応したAIを組み合わせた最適なAIソリューションを提案し、実装することを目指す事業が対象となります。

## ・デジタルマーケティング事業

主要な動画配信プラットフォーム企業と提携し、企業向けマーケティングコンサルティングとクリエイターネットワークを活用した高品質かつ迅速な広告事業、及び独自の原盤配信ビジネスや著作権ビジネスを行う音楽レーベル機能に加え、プラットフォームへの楽曲提供、企業向け広告の楽曲制作を手掛けている事業が対象となります。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額(注)
	カスタムAIソ リューション事 業	デジタルマーケ ティング事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,280,324	1,312,998	2,593,322	-	2,593,322
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,280,324	1,312,998	2,593,322	-	2,593,322
セグメント利益	161,725	121,412	283,137	-	283,137
セグメント資産	1,549,507	1,296,811	2,846,318	-	2,846,318
その他の項目					
減価償却費	42,268	9,134	51,403	-	51,403
のれんの償却額	-	33,311	33,311	-	33,311
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,865	15,406	21,272	-	21,272

(注) セグメント利益は、連結財務諸表計上額の営業利益と一致しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり純資産額	549.68円	560.33円
1株当たり当期純利益	-	36.00円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	34.87円

- (注) 1. 前連結会計年度は連結損益計算書を作成していませんので、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載していません。
2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	-	139,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	-	139,627
普通株式の期中平均株式数(株)	-	3,878,057
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)		126,145
(うち新株予約権(株))	-	(126,145)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2024年7月31日)	当連結会計年度末 (2025年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,440,328	2,458,780
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	317,927	268,011
(うち新株予約権(千円))	(1,590)	(7,416)
(うち非支配株主持分(千円))	(316,336)	(260,595)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,122,401	2,190,769
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,861,158	3,909,804

## (重要な後発事象)

## 資本業務提携及び第三者割当増資による新株の発行

当社は、2025年9月12日付の取締役会決議により、以下のとおり、SBIホールディングス株式会社(以下「SBI」といいます)との戦略的な資本業務提携を行うこと及び割当予定先に対する第三者割当による新株の発行(以下「本第三者割当」といいます)を決議し、本資本業務提携についての契約を締結いたしました。募集の概要は以下のとおりです。

## (1) 募集の概要

払込期日	2025年9月30日
発行新株式数	普通株式 390,000株
発行価額	1株につき2,716円
調達資金の額	1,059,240,000円
資本組入額	1株につき1,358円
資本組入額の増額	529,620,000円
募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、そのすべてをSBIに割り当てます。
その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としています。

## (2) 募集の目的及び理由

当社は、SBIとの間で協業に向けた協議を続けてまいりましたが、今般、長期的な関係強化と資本面における提携関係を構築することを目的とし、同社に対する第三者割当増資を実施することといたしました。

本第三者割当により、当社グループにおける成長事業への投資資金に充当することは、当社グループの売上や利益の増加につながり、事業価値向上が期待されます。

今後は、当社グループのAIを活用することで、SBIグループの業務効率化及び生産性向上や新規プロジェクト創出につなげることや、両グループ共同でのデータ分析による顧客マーケティング深化等、双方の強みを生かして事業の拡大をすべく、SBIからの本第三者割当を通じた関係強化により、戦略的な資本及び業務提携を行っていく方針です。

## (3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

## 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,059,240,000円	10,000,000円	1,049,240,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用及び弁護士費用等の合計額であります。

## 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な用途	金額(千円)	支出予定時期
M&Aや資本業務提携のための出資金	649,240	2025年10月～2028年7月
AIシステム設備投資	300,000	2025年10月～2028年7月
AI人材の採用や育成を加速するための運転資金	100,000	2025年10月～2028年7月
合計	1,049,240	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第9期)	自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	2024年10月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度(第10期中)	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日	2025年3月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月25日

株式会社Ridge-i  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ridge-iの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ridge-i及び連結子会社の2024年7月31日現在の財政状態を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社スターミュージック・エンタテインメントの株式取得に伴うのれんの計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(重要な会計上の見積り)及び(企業結合等関係)に記載されているとおり、会社は2024年6月14日に株式会社スターミュージック・エンタテインメントの株式を取得し連結子会社化している。</p> <p>その結果、会社は超過収益力をのれんとして認識し、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん333,116千円(総資産の10.9%に相当)を計上している。</p> <p>株式取得に伴う企業結合取引の会計処理に当たり、のれんは、企業結合日における株式の取得原価と純資産の差額から算定している。また、株式の取得原価は、事業計画を基にしたインカム・アプローチにより算定している。事業計画は、子会社の売上高の将来予測を主要な仮定として用いており、経営者の主観的判断を含んでいることから不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式取得に伴うのれんの計上額の妥当性が当連結会計年度の監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式取得に伴うのれんの計上額の妥当性について検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会議事録及び契約書等の関連証憑の閲覧並びに経営者に質問を実施し、株式取得の目的及びのれんの源泉を理解した。</li> <li>・ネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、企業結合における被取得企業の株式価値の算定における評価方法と評価の前提を検討した。</li> <li>・企業結合における被取得企業の株式価値の算定に用いられた将来キャッシュ・フローについて、経営者に質問するとともに、その基礎となる事業計画との整合性を評価した。</li> <li>・事業計画の主要な仮定である売上高について、市場環境を考慮のうえ経営者に質問するとともに、過去の趨勢分析、計画の進捗状況の検討を実施した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月25日

株式会社Ridge-i  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ridge-iの2023年8月1日から2024年7月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ridge-iの2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、受託請負契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。当事業年度において、一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る売上高は656,029千円であり、売上高の61.2%を占めている。</p> <p>一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る売上高は、受注金額及び進捗率に基づき算定される。また、進捗率は期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づき算定される。総原価の見積りに当たり、会社は要求仕様及び開発途中の大きな設計の変更がなく、開発過程に想定外の大きな工数が発生しないことを前提として、類似案件の開発経験を参考に一定の仮定をおいて算出している。しかし、顧客からの要請の高度化及び複雑化、また開発段階でのシステム要件の変更及び納期変更等により、その仮定が変更となる場合があり、総原価の見積りには不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識が当事業年度の監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識について検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 売上高を適切に計上するために構築された内部統制について、整備状況及び運用状況を評価した。</p> <p>(2)見積りの合理性の評価 一定の条件により抽出した個別の取引について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総原価の見積り方法を理解のうえ、完了した契約につき見積総原価と累積実際発生原価を比較し、経営者の当初の見積りが合理的であったかどうかを検討した。</li> <li>・契約書類を閲覧のうえ、プロジェクト管理者に契約内容及び案件の進捗状況についてヒアリングを実施した。</li> <li>・当初見積総原価と見直し後の見積総原価を比較し、システム要件の変更の有無等についてプロジェクト管理者にヒアリングのうえ関連する資料を閲覧した。</li> <li>・主要な原価である人件費について、単価及び作業時間、給与支給額を関連証憑と突合し検討した。</li> <li>・進捗率の算定について再計算を実施した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年3月13日

株式会社Ridge-i  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ridge-iの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年8月1日から2025年1月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ridge-i及び連結子会社の2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前題に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。